**○防衛省告示第二百十三号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十五日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十八年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○北陸地方整備局告示第八十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

北陸地方整備局長　中神　陽一

| 路線名 | 供用の開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 八号 | 糸魚川市大字筒石字湯ノ谷二八三七番から同市大字筒石字湯ノ谷一七六三番一まで | 北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年十月二十五日

**○近畿地方整備局告示第百三十九号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定により、平成二十四年近畿地方整備局告示第二百十二号（道路法第二十条第一項の規定による協議が成立した件）は変更することで協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局、同局京都国道事務所及び同局福知山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

近畿地方整備局長　池田　豊人

| 一　道路の種類及び路線名 | 道路の位置 |
|---|---|
| 一般国道　九号 | 京都市西京区大枝沓掛町地先から福知山市土師新町地先まで |
| 一般国道　九号 | 福知山市牧地先から福知山市夜久野町小倉地先まで |

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　アルテリア・ネットワークス株式会社　代表取締役社長　ＣＥＯ　安斎富太郎

住所　東京都港区芝浦四丁目二番八号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道九号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十四年十月三十日から本協定の存続する日まで

**○四国地方整備局告示第百十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

| (一) 道路の種類 | 一般国道 |
|---|---|
| (二) 路線名 | 十一号 |
| (三) 道路の区域 | |
| 区間 | さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで |
| 変更前後別 | 前　後 |
| 敷地の幅員 | 前　Ａ　九・八四～一五・〇〇メートル　Ｂ　二一・四〇～三七二・〇〇メートル<br>後　Ａ　九・八四～一五・〇〇メートル　Ｂ　二一・四〇～三七二・〇〇メートル |
| 延長 | Ａ　二九・四二〇キロメートル　Ｂ　二四・二七四キロメートル |
| 備考 | 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| (四) 図面縦覧場所 | 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所 |

**○四国地方整備局告示第百十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

| 路線名 | 供用の開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十一号 | さぬき市津田町鶴羽字西代五五九番三から同市津田町鶴羽字薬師堂七九番二まで | 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年十月二十五日

**○四国地方整備局告示第百十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号　さぬき市津田町鶴羽字西代五五九番三から同市津田町鶴羽字薬師堂七九番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十月二十五日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第四十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

沖縄総合事務局長　能登　靖

| 路線名 | 供用の開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十八号 | 名護市字世冨慶高喜納原七五五番から同市字世冨慶大和川原八九五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十八年十月二十五日

四国地方整備局長　名波　義昭